

資料編

- 1 用語解説
- 2 総合計画の策定経緯
- 3 策定に係る条例および要綱
- 4 宇城市総合計画審議会委員
- 5 諮問および答申

【あ】**アウトソーシング**

従来は組織内部で行っていた、もしくは新規に必要な業務について、独立した外部組織からサービスとして購入する契約。

アプリケーションソフトウェア

使用者が求める情報処理（文字入力・表計算・画像編集など）を作業の目的に応じて使うプログラムのこと。

インクルーシブ教育システム

一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障がいのある人と障がいのない人が可能な限り共に学ぶ仕組みのこと。

インセンティブ

意欲向上や目標達成のための刺激策。個人が行動を起こすときの内的欲求（動因：ドライブ）に対して、その欲求を刺激し、引き出す誘因（インセンティブ）のこと。

インバウンド観光

海外から日本へ来る観光客を指す言葉。

インフラ

インフラストラクチャーの略。福祉の向上と経済の発展に必要な公共施設などのこと。

オープンデータ

インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータの総称。

【か】**学校版環境 ISO**

子どもたちが自ら考え行動することで、環境にやさしい心情を育むとともに、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力を育成すること。

クラウドファンディング

不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた言葉。

ゲストティーチャー

指導者として特別に学校に招いた一般の人。

子育てワンストップサービス

子育てに関する各種行政手続（児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健など）をオンライン化すること。

コミュニティバス

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体などが実施するバスのこと。

コンパクトシティ

徒歩による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まっている都市形態のこと。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること（コンパクトシティ＋ネットワーク）。

公式アカウント

企業や官公庁などの組織が、外部インターネットサービスを公式に利用する際の利用者 ID のこと。

【さ】**事業承継**

「事業」そのものを「承継」する取り組み。事業承継後に後継者が安定した経営を行うために、現経営者が培ってきたあらゆる経営資源を承継すること。後継者に承継すべき経営資源は多岐にわたるが、「人（経営）」、「資産」、「知的資産」の3要素に大別される。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育機関において主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。

スパルティナ属

イネ科の植物で、北米東部原産。外見はヨシに似ており、干潟や塩沼など、塩分濃度が高い水辺に生育する植物。

スマートインターチェンジ (IC)

高速道路の本線上（本線直結型）またはサービスエリア、パーキングエリア、バスストップに設置されている ETC 専用のインターチェンジのこと。

セーフティネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

【た】

中1ギャップ

小学生から中学1年生に進級した際に被る、心理や学問、文化的な差異によるショックのこと。

特定外来生物

生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来生物の中から、規制・防除の対象とする生物のこと。

トレーサビリティ

食品がいつ、どこで作られ、どのような経路で食卓に届いたかという生産履歴を明らかにする制度で、trace(追跡)とability(できること)とを組み合わせた言葉。

【は】

バリアフリー

障がいがある人や高齢者が生活していく際の障害を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備すること。

フェイスブック

Facebook, Inc.が運営するインターネット上のソーシャルネットワークサービスのこと。

フッ化物洗口

フッ化物水溶液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、むし歯を予防する方法。

ブックスタート

乳幼児健診時を利用して赤ちゃんに絵本を2冊配布する事業。

法定受託事務

地方公共団体が処理する事務のうち、国または都道府県から法令によって委託される事務。

ポジティブリスト

原則として禁止されている中で、例外として許されるも

のを列挙した表。特に、輸入制限が原則のときに、例外として輸入自由の品目を列記したもの。

【ま】

マイナポータル

行政機関の間でやりとりされた個人情報や行政機関からのお知らせなどがオンラインで確認できるシステムのこと（情報提供等記録開示システム）。

マーケティング

「顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにする」ための概念。また、顧客のニーズを解明し顧客価値を生み出すための経営哲学、戦略、仕組み、プロセスのこと。

【や】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

有収率

各家庭へ給水する水量と料金として収入のあった水量の比較のこと。

【ら】

ライフサイクルコスト

製品や構造物などの費用を、調達・製造・使用・廃棄の段階をトータルして考えたもの。

ライフライン

電気・ガス・水道などの公共公益設備や電話・インターネットなどの通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する交通施設や物流機関など、都市機能を維持し日常生活を送る上で必須の諸設備のこと。

ライフスタイル

生産や消費、家庭がそれぞれ同じような形式で行っている社会において、構成員が共通して成り立つような生活の送り方のこと。

ラウンドアバウト

日本では環状交差点と呼び、車両の通行する部分が環状

の交差点であって、信号を用いず、道路標識により車両がその部分を右回り（時計回り）に通行することが指定されているもの。

【わ】

ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

【D】

DMO

「Destination Marketing Organization」の略。地域経済や顧客、推進体制の「見える化」を図るマネジメント、マーケティングの担い手となる新しい「観光地域づくり」の推進組織のこと。

【I】

ICT

「Information and Communications Technology」の略。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う情報処理や通信に関する技術を総合的に指している言葉。

【L】

LINE@

LINE 株式会社が提供するソーシャルネットワーキングサービスのこと。スマートフォンやフィーチャーフォンなど携帯電話やパソコンに対応したインターネット電話やテキストチャットなどの機能を有する。

【N】

NPO

「Not-for-Profit Organization」の略。広義では非営利

団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

【P】

PDCA サイクル

企業活動において業務を継続的に改善していく手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったもの。

【S】

SNS

「Social Networking Service」の略。インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

【U】

Uターン

都市圏以外の地方などで生まれ育った人が、都市圏での勤務経験を経た後、再び生まれ育った土地に戻って働くこと。

UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態のこと。

その他

3R

3R は、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表したものの。

5R

3R に、Repair（リペア）、Refuse（リフューズ）の英語の頭文字を加え表したものの。

第2次宇城市総合計画策定までの経緯

対策本部	市長を統括本部長、本部長を副市長、副本部長を教育長とし、各部長・支所長で構成します。策定本部の所掌事項は、基本構想・前期基本計画の原案作成や総合調整などに関することとし、本会議が最終決定機関となります。(設置要綱より)		
	開催日	主な協議内容	
	平成29年1月13日	◆第1回会議 ①計画の概要について ②前期基本計画(草案)の提示 ③全体協議	
	平成29年3月24日	◆第2回会議 ①基本構想(案)および前期基本計画(案)の提示 ②全体協議	
専門部会	専門部会は「総務・企画・経済・土木・市民環境・健康福祉・教育」の部次長および係長職以上で構成され、部会長を各部次長とし、部会長の指揮のもとで所管ごとに係長が中心となって草案の作成を行いました。		
	開催日	主な協議内容	
	平成28年4月8日 ～平成29年3月10日 (全15回開催)	①総合計画策定に係る概要説明 ②進捗状況と作業スケジュール ③基本計画の草案作成について ④基本計画シートの各課ヒアリング ④基本構想(草案)および前期基本計画(草案)の作成・修正・校正作業 ※各担当者レベル(係長以上にて)随時対応	
総合計画審議会	市総合計画審議会条例に基づき、20人以内の学識経験者、各種団体代表等の市民で構成され、市長の諮問に応じ、総合計画策定に向けて審議・答申を行いました。(平成28年11月1日設置 会長 井田貴志 熊本県立大学教授)		
	開催日	主な協議内容	
	平成28年11月1日	◆第1回会議 ①委嘱状交付 ②諮問 ③総合計画概要および策定スケジュール説明 ④意見交換	
	平成28年11月29日	◆第2回会議 ①前期基本計画(草案)第1稿の提示 ②施策別協議(グループワーキング)	
	平成29年1月17日	◆第3回会議 ①前期基本計画(草案)第2稿の提示 ②個別協議(グループワーキング)	
	平成29年2月21日	◆第4回会議 ①基本構想(草案)および前期基本計画(草案)第3稿の提示 ②全体協議	
	平成29年3月23日	◆第5回会議 ※最終回 ①基本構想(案)および前期基本計画(案)の提示 ②全体協議 ③答申	
			
	第1回会議	第3回会議(グループワーキング)	第4回会議(全体協議)
市議会	第2次宇城市総合計画の策定経緯および概要の説明、また、提示した内容について全体協議を行いました。		
	開催日	主な協議内容	
	平成28年12月15日	①総合計画の策定経緯・概要説明 ②前期基本計画(草案)第1稿修正版の提示 ③全体協議	
	平成29年3月22日	①基本構想(案)および前期基本計画(案)の提示 ②全体協議	
パブリック コメント受付	<受付期間> 平成29年3月1日から14日まで <閲覧方法> 市ホームページ、本庁企画課、各支所窓口 <提出対象> ①市内在住・在勤・在学のいずれかに該当する人 ②市内に事務所・事業所を有する人		

第2次宇城市総合計画策定本部設置要綱

平成27年12月18日

(趣旨)

第1条 第2次宇城市総合計画を策定するにあたり、全庁的立場から計画づくりを行うため第2次宇城市総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想及び基本計画の原案作成及び総合調整に関すること。
- (2) 総合計画の調査研究及び計画策定に必要な資料収集に関すること。
- (3) その他総合計画に関すること。

(組織)

第3条 策定本部は、別表に掲げる統括本部長、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(専門部会)

第5条 策定本部は必要に応じ、本部長が任命する職員で構成する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、総合計画案の策定のため必要な事項について、調査及び研究を行うものとする。
- 3 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

統括本部長	市長	本部員	総務部長
本部長	副市長		企画部長
副本部長	教育長		経済部長
			土木部長
			健康福祉部長
			市民環境部長
			教育部長
			三角支所長
			不知火支所長
			小川支所長
		豊野支所長	

第2次宇城市総合計画策定本部専門部会設置要綱

平成27年12月18日

(設置)

第1条 第2次宇城市総合計画策定本部設置要綱(以下「要綱」という。)第5条第1項の規定に基づき、第2次宇城市総合計画策定本部(以下「策定本部」という。)に専門部会を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、総合計画案の策定のため必要な事項について、調査研究を行うものとする。

2 要綱第2条に規定する事項について、専門的に協議及び調整する。

(部会構成)

第3条 専門部会の部会構成は、別表のとおりとする。

(組織)

第4条 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織し、別表のとおりとする。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 部会長に事故あるときは、部会長のあらかじめ指定する部会員がその職務を代理する。

(専門部会会議)

第5条 会議は、部会長が必要に応じて随時開催する。

2 部会長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(部会長会議)

第6条 部会長会議は、策定本部の本部長(以下「本部長」という。)が必要に応じて、各専門部会会長を招集し、策定本部会議と合同で開催する。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、部会員が処理する。ただし、部会長会議については、企画部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条、第4条関係)

部会名	検討分野	部会長	部会員
総務部会	総務部所管分野	総務部次長	部会長が指名する 係長職以上等の職員
企画部会	企画部所管分野	企画部次長	
経済部会	経済部所管分野(農業委員会事業を含む。)	経済部次長	
土木部会	土木部所管分野	土木部次長	
市民環境部会	市民環境部所管分野	市民環境部次長	
健康福祉部会	健康福祉部所管分野(市民病院事業含む)	健康福祉部次長	
教育部会	教育部所管分野	教育部次長	

宇城市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 24 日

条例第 190 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、宇城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、宇城市総合計画の策定に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 9 月 27 日条例第 218 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

「宇城市総合計画審議会」委員名簿

委嘱任期 : 平成28年11月1日から平成30年3月31日まで

(会長・副会長以下は五十音順・敬称略)

会長	熊本県立大学	教授	井田 貴志
副会長	宇城市地域婦人会連絡協議会	会長	濱崎 壽子
	宇城市文化協会	会長	上村 博孝
	宇城市地域公共交通会議	委員	川崎 誠
	宇城市PTA連合会	委員	吉良 邦夫
	宇城市商工会	会長	坂本 順三
	宇城市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	田中 元子
	宇城市観光物産協会	会長	塚本 清
	宇城市消防団	団長	中塘 万格人
	宇城市立小中学校校長会	会員	中山 義弘
	健康宇城市21推進協議会	会長	西岡 ミチ子
	火の国未来づくりネットワーク	会員	林田 健太郎
	宇城市スポーツ推進委員協議会	理事	林田 仁美
	宇城市嘱託員代表者連絡会	会長	平山 隆夫
	宇城市認定農業者協議会	会長	福永 貴充
	宇城保育園連盟	書記	藤田 香瑞
	熊本県県央広域本部宇城地域振興局	総務振興課長	松岡 貴浩
	宇城地域障害者連合会	会長	右山 剛
	宇城市環境審議会	委員	森川 公子
	宇城市男女共同参画社会推進委員会	会長	横尾 七生子

第1回総合計画審議会（平成28年11月1日開催）冒頭、守田憲史市長より井田貴志会長へ第2次宇城市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定についての諮問は以下のとおり。

宇城市企第424号
平成28年11月1日

宇城市総合計画審議会
会長 井田 貴志 様

宇城市長 守田 憲史



第2次宇城市総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定について（諮問）

第2次宇城市総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定する必要がありますので、宇城市総合計画審議会条例（平成17年3月24日条例第190号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

第5回総合計画審議会（平成29年3月23日開催・最終回）終了後、諮問（平成28年11月1日付け宇城市企第424号）に対して、井田貴志会長から守田憲史市長への答申は以下のとおり。

平成29年3月23日

宇城市長 守田 憲史 様

宇城市総合計画審議会
会長 井田 貴志



第2次宇城市総合計画(基本構想・前期基本計画)について(答申)

平成28年11月1日付け宇城市企第424号をもって本審議会に諮問のありました「第2次宇城市総合計画(基本構想・前期基本計画)(案)」につきまして、慎重に審議した結果、成案を得ましたのでここに答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に留意されその実現に努められま
すよう要望します。

記

1. 第2次宇城市総合計画における最大の課題である熊本地震や豪雨災害からの早期復旧・復興に最優先で取り組み、一日も早い市民生活の再建と社会生活基盤の整備を進められたい。特に、仮設住宅やみなし住宅入居者への将来の住宅確保対策に全力で取り組まれたい。
2. 本計画の推進にあたっては、広く市民に周知を図り、市民との協働で取り組むまちづくりを推進するとともに、前期基本計画に位置付けた施策を着実に推進することができるよう、成果指標を活用した市民にわかりやすい成果重視の評価と進捗管理に努められたい。
3. 人口減少、少子高齢化が進行する中、平成28年策定の「宇城市人口ビジョン」及び「宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携を十分図り、若年層を中心とした本市への「定住化の促進」に取り組まれたい。

市の木



桜

市の至るところに咲き、その大木が大地に力強く根を張る姿は、発展していく宇城市を表しています。

市の鳥



ウグイス

市の至るところで見られ、その鳴き声はとてもきれいです。これからも、ウグイスの鳴き声がかたまる自然豊かな都市として発展するように願いが込められています。

市の花



コスモス

風雨にもまれながらも必ず花を咲かせる強い生命力があるコスモス。また、色とりどりの花が肩を寄せ合いながら咲き誇る姿は、5町の合併による宇城市を表しています。

第2次宇城市総合計画（基本構想・前期基本計画）

いざ、復興へ。～市民生活を最優先する都市（まち）を目指して～

発行：平成29年3月

監修・編集：宇城市企画部企画課

熊本県宇城市松橋町大野85番地

TEL 0964-32-1111（代表）

FAX 0964-32-0110（代表）